

○つくばみらい市封筒広告掲載取扱要領

平成27年12月22日

告示第235号

改正 平成30年11月1日告示第192号

(趣旨)

第1条 この要領は、つくばみらい市広告掲載要綱（平成20年つくばみらい市告示第47号。以下「広告掲載要綱」という。）に定める広告のうち、つくばみらい市が使用する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(封筒の種類等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、広告の規格、掲載位置、広告の刷色及び広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。

封筒の種類	広告の規格	掲載位置	広告の刷色	広告掲載料
定形封筒長形3号	1 枠当たり縦33ミリ、横100ミリメートルの長方形	封筒の裏面とし、封筒1枚当たり5箇所に配置する。	封筒の印刷に使用する色と同色とする。	封筒1枚につき1枠当たり1円とする。
定形封筒洋形4号	同上	封筒の裏面とし、封筒1枚当たり4箇所に配置する。	同上	同上

2 広告を掲載する封筒の枚数は、市長が別に定める。

(平30告示192・一部改正)

(広告掲載者の資格)

第3条 広告掲載をできるものは、市内に住所又は事業所若しくは店舗を有するものとする。ただし、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、この限りではない。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、公募とする。ただし、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、つくばみらい市封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、指定する期日までに市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込みを受けたときは、申込期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、つくばみらい市封筒広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告掲載要綱第10条の規定による広告掲載の取消しをしたときは、つくばみらい市封筒広告掲載取消通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

(広告付き封筒の寄附受入れ)

第9条 市長は、広告主等が作成する広告付き封筒の寄附を受入れることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第192号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

つくばみらい市封筒広告掲載申込書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申込者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊦

電話番号

F A X 番号

e — m a i l

担当者氏名

つくばみらい市封筒広告掲載取扱要領第5条の規定により、次のとおり申し込みます。  
なお、申込みに当たり、つくばみらい市広告掲載要綱第11条の規定を遵守するとともに、つくばみらい市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

1 封筒名称

2 添付書類 広告案

様式第2号（第6条関係）

つくばみらい市封筒広告掲載決定通知書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申込みのあったつくばみらい市封筒広告掲載については、つくばみらい市封筒広告掲載取扱要領第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分 掲載します。

掲載しません。

（理由： ）

2 封筒名称

3 広告掲載料 円（ 円× 枚）

4 納付期限 年 月 日

様式第3号（第8条関係）

つくばみらい市封筒広告掲載取消通知書

年 月 日

様

つくばみらい市長



封筒への広告掲載取消しについて、つくばみらい市封筒広告掲載取扱要領第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定事項 掲載の取消し

2 決定理由  広告掲載料未納のため

編集上支障があるため

（理由： ）

その他

（理由： ）

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)